

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成18年10月12日(2006.10.12)

【公開番号】特開2004-110012(P2004-110012A)

【公開日】平成16年4月8日(2004.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-014

【出願番号】特願2003-302521(P2003-302521)

【国際特許分類】

G 03 G 21/00 (2006.01)

【F I】

G 03 G 21/00 5 1 2

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月25日(2006.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、像担持体と、前記像担持体を帯電するための帯電部材と、前記像担持体をクリーニングするためのクリーニング手段と、記憶部とを有するカートリッジであって、前記記憶部が、画像形成が行われる転写材の搬送間隔が異なる複数の画像形成装置の各々に前記カートリッジが装着された場合の記録枚数に対応する情報を各々記憶する記憶領域を有する前記カートリッジを着脱可能に装着するための装着部と、

前記記憶部に記憶された情報に応じて前記カートリッジの交換時期を判断する制御部とを有し、

前記制御部は、前記記憶部の記憶領域に記憶されている、自身における記録枚数に対応する情報と、前記カートリッジが他の画像形成装置に装着された場合の記録枚数に対応する情報を換算した情報とに基づいて前記カートリッジの交換時期を判断することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記制御部は、前記自身における記録枚数に対応する情報と、前記カートリッジが他の画像形成装置に装着された場合の記録枚数に対応する情報を換算した情報とに基づいて、前記カートリッジの交換時期を判断するための情報を演算することを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記カートリッジの前記記憶部には、前記複数の画像形成装置の各々に前記カートリッジが装着される場合の記録枚数の上限を示す閾値に関する情報を各々記憶する記憶領域をさらに有し、

前記制御部は、前記カートリッジの交換時期を判断するための情報と前記閾値に関する情報を比較して、カートリッジが交換時期に到達したか否かを判断することを特徴とする請求項2に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 5 0 】

まず、カートリッジメモリ部を説明する。メモリ部にはデータを記憶する為の記憶素子Mと記憶素子Mに対してデータを読み出し及び書き込みを制御するメモリ制御部20とを有している。記憶素子Mとしては不揮発性のメモリであればよく、例えばN V R A M、E P R O M、F e R A Mなどを用いることが可能である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 3

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 4

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 5

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 6

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 7

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 0

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 1

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 2

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 3

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 4

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 5

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 6

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 7

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 2 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 0】

なお、上記実施例 1 ~ 3においては、カートリッジの寿命（交換時期）を判定するための通紙記録枚数をカートリッジのメモリに記憶させることを例にあげて説明したが、カートリッジの寿命（交換時期）を判定するための使用量に関する情報であれば、通紙記録枚数以外の情報を用いてもよい。